

地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金  
（女性医師等就労支援事業）実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第12の規定に基づき、仕事と家庭の両立が可能な働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図る県内の医療機関に対する助成に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助対象施設）

第2 補助対象施設は、女性医師等の復職研修又は就労環境改善に取り組む県内の医療機関とする。

（補助対象事業）

第3 補助対象事業は、次に掲げる取組とする。

（1） 女性医師等の離職防止や再就職の促進を図るため、指導医のもとで実施する復職研修（復職後に実施する研修については、復職日から3か月までに実施するものに限る）。

なお、復職研修受入医療機関にあっては、研修受講者の院内保育所利用に配慮するものとする。

（2） 女性医師等が仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境を整備する取組で、次に掲げるもの。

イ 短時間勤務の導入

ロ 出勤希望日制の導入及び宿日直の免除

ハ 保育所以外の育児支援（ベビーシッターの雇上等）

ニ 院内での就労改善委員会の設置

ホ その他、女性医師等の就労環境の改善に向けた取組

（補助対象経費等）

第4 補助金の基準額、補助対象となる経費及び補助率は、交付要綱別表1のとおりとし、補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出された額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1） 基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（2） 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（雑則）

第5 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年11月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年11月9日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。